

公益財団法人さいたま市産業創造財団

理事長候補者 募集案内

1 募集内容

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）の理事長の候補者を募集します。候補者に選考された後、財団の評議員会、理事会において選任された場合に、理事長とすることができます。

募集区分	職務の概要	募集人数
理事長候補者	理事会の方針、さいたま市の施策の実施機関としての役割等に従い、財団の代表者、最高経営責任者として、財団運営の全体を指揮、監督し、適正かつ健全な財団運営・経営を実現するため、必要な経営改革等を推進します。	1名

2 求める人材のイメージ

- ・財団の経営改革に必要な経営理念や経営能力を有し、公益と経営のバランス感覚と実行力、リーダーシップのある人材を募集します。
- ・財団の健全な発展を実現するため、地域産業の振興に優れた見識を有し、関係団体との円滑な連携体制、協力関係を構築できる調整能力と行動力のある人材を募集します。

3 主な応募日程（詳しくは、次項以降を必ず参照のこと。）

受付期間(窓口又は郵送)

平成30年4月9日(月)～4月18日(水)17時【必着】

※ 郵送の場合は、特定記録郵便により申し込んでください。

1次選考(書類選考) 平成30年4月25日(水)

2次選考(面接選考) 平成30年5月16日(水)

4 応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす者とします。

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のすべての要件を満たす者とします。

ア 平成30年6月定時評議員会の日から、財団において職務を遂行できる者

イ 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれと

同等の経験を有する者

- ウ 財団の事業を理解し、適正かつ健全な財団運営・経営に貢献する意欲のある者
 - エ 当法人が所有する企業等の情報を漏洩並びに自己又は第三者の利害関係のために使用することがなく（役員退任後も含む。）、公平性、平等性及び透明性を持って業務を遂行できる者
- (3) ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 破産者、成年被後見人又は被保佐人

イ 物品の製造若しくは販売若しくは財団の事業に関連する業務の請負を業とする者で、財団と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

ウ 財団が所有又は管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第6条第1号に規定する欠格事由イからニのいずれかに該当する者

[参考]

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）

（抜粋）

（欠格事由）

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

1 その理事、監事及び評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第6号において「暴力団員等」という。）

5 提出書類等

申込書等の様式は、財団のホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.sozo-saitama.or.jp/>)

① 申込書 (別紙 様式1)	・様式1の記載事項に従って記入のうえ、写真(縦4cm×横3cm)を申込書に必ず貼ること。
② 小論文 (別紙 様式2)	・様式2に示す課題に沿って、応募者本人が、自筆又はパーソナル・コンピュータ等により1,000字から1,200字程度で作成すること。 ・A4縦長用紙又は原稿用紙等の使用も可。ただし、様式2に準じ、冒頭に「課題名」「氏名」を記入のうえ、横書きで記入すること。
③ 1次選考結果通知 返信用封筒	・242円分(特定記録郵便料金含む。)の切手を貼付し、あて先に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入した定形封筒。

※ 次項に示す受付期間の範囲外の場合は、理由の如何を問わず受理できません。また、記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので注意してください。

※ 提出された書類等は返却しません。

6 申込方法

受付期間 平成30年4月9日(月)～4月18日(水)17時【必着】

窓口・郵送先 本募集案内の「10 問い合わせ・応募申込先」に同じ。

※ 郵送の場合、必ず特定記録郵便により申し込んでください。普通郵便で申し込みした場合の事故については、責任を負いません。

※ 1次選考結果は郵便で送付しますが、面接日の3日前までに届かない場合は、「10 問い合わせ・応募申込先」まで、電話等で確認してください。

7 選考方法等

選考方法	1次選考	2次選考(1次選考合格者のみ)
選考日	平成30年4月25日(水)	平成30年5月16日(水)
集合時刻	—	1次選考結果通知により連絡します。
場所	—	(公財)さいたま市産業創造財団 事務室
選考内容	書類選考	面接選考
結果通知	平成30年5月上旬に、各応募者あてに発送します。	平成30年5月21日(月)頃に、2次選考受験者あてに発送します。
	合格者の受験番号は、当法人のホームページでも掲示します(通知発送日から1週間)。電話等でのお問い合わせにはお答えしません。	

8 合格から役員就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 合格者は、当法人の役員の候補者として内定し、平成30年6月に予定される評議員会・理事会において選任された後に、正式に理事長となります。
- (3) 候補者として内定後又は役員就任後の健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は評議員会において役員を解任します。

9 任期、報酬等

(1) 任期

役員の任期は、正式な就任から2年間（平成32年6月定時評議員会の日まで。）です。

ただし、当該役員として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任される可能性もあります。

(2) 報酬等

当該役員には、財団の規程に基づき、報酬、通勤手当及び賞与（現行2.3ヶ月分）が支給されます。なお、退職金はありません。

職	報酬月額
理事長	299,600円

(3) 執務時間

基本的には、月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分の間は、財団の役員として執務していただきます。ただし、勤務時間、休暇の定めはありません。

10 問い合わせ・応募申込先

〒338-0002

さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター 4階

公益財団法人さいたま市産業創造財団 総務課

電話 048-851-6696

E-mail soumu@sozo-saitama.or.jp